

第14回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月26日(金)午前9時30分から(あっせん委員会後)

2. 開催場所 川西町中央公民館 403号室

3. 出席委員(9名)

会 長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 新野 勝廣

委 員 2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏、5番 勝見 和彦
6番市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第23号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について

第 5 議第 79号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 議第 80号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 7 議第 81号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)

第 8 議第 82号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)

第 9 議第 83号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)

第10 議第 84号 農用地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、事務局長補佐 高橋光好、主任 竹田智弘、主事 淀野拓也

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼 藤一

ただ今より、第14回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、9名であります。

欠席届け出のあった委員は、議席1番、鈴木秀男委員です。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席8番阿部つや子委員、議席9番新野勝廣委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より高橋事務局長補佐並びに淀野主事を指名いたします。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第23号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野 拓也

1ページをご覧ください。報告第23号、令和3年3月1日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、所有権の移転について、2月申し出件数は0件です。うち支援センター保有分の売り渡し件数が1件、田5,874㎡、所有権移転合計が1件、田5,874㎡。利用権の設定については、2月再設定件数が16件、田166,800.28㎡。2月の申し出件数が2件、田12,285㎡、うち個人への調整決定件数が2件、田12,285㎡。利用権設定合計が18件で、田179,085.28㎡、畑323㎡。なお詳細につきましては、後の農用地利用集積計画に対する決定についての審議の際に報告させていただきます。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、議第79号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田 智弘

11ページをご覧ください。議第79号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。令和3年3月26日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は6件です。番号、申請人、場所、契約の内容、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字上小松字一本柳883、田3,323㎡、平成30年3月1日から3年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しのものです。2番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター、理

事長若松正俊、大字堀金字四ツ段773-1、田1, 989㎡、計田12筆、17, 692㎡、令和2年2月28日から10年間、10a借賃●●円、解約後売買するものです。次のページをご覧ください。3番、公営財団法人やまがた農業支援センター、理事長若松正俊、●●、大字堀金字四ツ段773-1、田1, 989㎡、計田12筆、17, 692㎡、内容については2番と同じで、解約後売買するものです。4番●●、●●、大字朴沢字三百苺1396-1、田3, 496㎡、計田15筆14, 872. 21㎡、平成9年2月28日から10年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。5番●●、●●、大字上奥田字増沢726-1、田4, 000㎡、計田3筆6, 007㎡、令和元年5月1日から5年間、10a借賃●●円、解約後売買するものです。次のページをご覧ください。6番●●、●●、大字吉田字茶子ノ目二3204-9、田2, 603㎡、平成20年7月25日から10年間、10a借賃●●円、解約後貸し直しするものです。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を受理することに決定いたします。

日程第6、議第80号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田 智弘

14ページをご覧ください。議第80号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和3年3月26日提出、農業委員会会長名。申請件数は2件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。1番●●、●●、大字西大塚字蔵久3790-2、田3, 670㎡、贈与、受贈。2番破産者●●破産管財人●●、●●、大字玉庭字柏の木面3967-1、田2, 485㎡、計田2筆4, 459㎡、破産手続きによる売却、経営規模拡大。以上今回の申請について、譲受人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただいまの説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

初めに番号1番の件について、本職より報告いたします。番号1番について、3月21日、推進委

員齊藤委員が現地調査をしました。今回の申請は贈与、受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。

次に番号2番の件について、議席6番市川博幸委員より報告願います。

委員 市川 博幸

番号2番について、3月14日に須貝推進委員が現地調査しました。今回の申請は、破産手続きにおける売却、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a単価●●万円は妥当だと判断します。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第7、議第81号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田 智弘

15ページをご覧ください。議第81号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和3年3月26日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は12件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。1番●●、●●、大字上小松字一本柳883、田3、323㎡、貸し直し、経営規模拡大。2番●●、●●、大字上小松字鍛冶田937-2、田2、832㎡、経営規模縮小、経営規模拡大。3番●●、●●、大字上小松字鍛冶田937-3、田1、256㎡、経営規模縮小、経営規模拡大。4番●●、●●、大字上小松字向屋敷4812-1、田1、600㎡、計田2筆2、644㎡、経営規模縮小、経営規模拡大。16ページをご覧ください。5番●●、●●、大字上小松字早稲田4944-1、田2、885㎡、経営規模縮小、経営規模拡大。6番●●、●●、大字上小松字早稲田4947-1、田3、352㎡、計田3筆8、537㎡、経営規模縮小、経営規模拡大。7番●●、●●、大字上小松字笠松4481-3、田500㎡、計田2筆1、610㎡、経営規模縮小、経営規模拡大。8番●●、株式会社速藤農産、代表取締役遠藤隆志、大字時田字遠江前3448、田3、545㎡、計田5筆9、470㎡、経営規模縮小、経営規模拡大。9番●●、●●、大字朴沢字松ノ木前田605-1、田1、506㎡、経営規模縮小、経営規模拡大。10番、

●●、農事組合法人大河原農園、代表理事大河原弘、大字朴沢字三百苺1396-1、田3, 496㎡、計田15筆14, 872. 21㎡、貸し直し、経営規模拡大。11番、●●、●●、大字尾長島字野守塚二3888-1、田2, 085㎡、計田4筆14, 288㎡、経営規模縮小、経営規模拡大。12番、●●、●●、大字吉田字茶子ノ目二3204-9、田2, 603㎡、貸し直し、経営規模拡大。

以上今回の申請について、賃借人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
初めに、番号1番から7番の件について、議席3番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番です。3月15日に推進委員渡部委員と私で現地調査を行いました。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。番号2番、3番は密接しており経営規模縮小、経営規模拡大であり一括して説明します。番号2番、3番、同じく3月15日に渡部委員と私で調査を行っています。経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと判断します。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと思っております。続いて番号4番について、3月15日に推進委員の竹田委員と私で現地調査をしております。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。番号5番、3月15日に推進委員の竹田委員と私で調査をしております。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っております。また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。番号6番です。3月15日に推進委員の竹田委員と私で調査をしております。経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと判断します。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと思っております。番号7番、3月15日に竹田推進委員と私で現地調査を行っています。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼 藤一

次に、番号8番及び11番、12番の件について、議席9番新野勝廣委員より報告願います。

委員 新野 勝廣

番号8番について報告します。本来は鈴木委員が報告するところですが、欠席のため代わって報告します。3月14日に遠藤推進委員が調査しております。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

つづいて番号11番について、3月12日に小形推進委員が現地調査しております。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、野守塚二が●●円、他が●●円ということで妥当だと判断します。番号12番について、3月12日、高梨推進委員が現地調査をしております。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思われます。この農地は用水路がないということで、10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼 藤一

次に番号9番、10番の件について、議席6番市川博幸委員より報告願います。

委員 市川 博幸

番号9番について、3月14日に推進委員の須貝さんが現地調査しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。つづいて番号10番については、同じく3月14日に須貝委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第82号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田 智弘

18ページをご覧ください。議第82号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求め。令和3年3月26日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は3件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。1番●●、●●、大字上小松字内山沢ノ二5820、田978㎡、計田10筆7,407㎡、貸し直し、経営規模拡大。2番●●、●●、大字時田字界田31、田2,374㎡、計田19筆41,024㎡、畑1筆318㎡、経営移譲年金受給継続、借受。3番●●、●●、大字洲島字広面5775、田10,948㎡、計田11筆38,185㎡、畑23筆4,461㎡、経営移譲年金受給継続、借受。以上今回の申請について、借り人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当しておりません。以上です。

議長 大沼 藤一

次にただいまの説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
初めに番号1番の件について、議席3番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番です。3月15日に、推進委員の竹田委員と私で現地調査をしてきました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。借り人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと考えます。

議長 大沼 藤一

次に番号2番及び3番の件について、議席9番新野勝廣委員より報告願います。

委員 新野 勝廣

番号2番、3番について説明します。2番について、3月14日、遠藤推進委員が調査しています。3番については、3月21日、内山委員が調査しております。今回の申請は、経営移譲年金受給継続、借受です。借り人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思われま。以上です。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第83号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田 智弘

21ページをご覧ください。議題83号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので、知事へ送付の意見を付せられたい。令和3年3月26日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。1番、譲渡人●●、譲受人●●、大字高山字中里東1034-2、地目畑991㎡です。使用目的は農家住宅を建築するものです。別添資料1の補足資料で説明します。資料の3ページの部分が今回の申請地となり、農地区分は第1種農地と判断します。土地利用計画図については、5ページのとおりで、農家住宅を建築するための申請です。住宅のほかには農機具、資材置き場、また自動車駐車スペース、庭等を配置する計画です。なお、土地利用計画図の進入路ですが、水路を挟んでいます。水路をまたぐということで、進入路幅6メートルを確保して、そこに鉄筋コンクリート水路を入れて、コンクリート蓋をかけて設置する計画です。こちらについては、土地改良区から、他目的使用許可で確認しています。事業費については●●万円で、全額融資で調達する計画です。融資証明で確認しています。汚水排水は合併浄化槽、雨水については地下浸透の計画で、排水に対する土地改良区からの同意書も確認しています。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

次に現地調査等の結果について、議席4番佐々木一宏委員より報告願います。

委員 佐々木 一宏

番号1番について、令和3年3月18日に勝見委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、高山地内にある第1種農地の畑であります。申請地は、申請人が農家住宅を建築するための申請です。転用地の造成については、30cmの土盛りを行います。植生による法面の保護を行い、周辺農地への影響もないため、申請の内容に間違いないと判断します。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第10、議第84号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

初めに、議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、整理番号8331番は議席5番勝見和彦委員本人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、当該案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは初めに、整理番号8331番の件について審議を行いますので、議席5番勝見和彦委員は室外に退席願います。

(勝見和彦委員退席)

事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

122ページをご覧ください。議第84号、農用地利用集積計画に対する決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和3年3月26日提出、川西町農業委員会会長名。25ページをご覧ください。整理番号、利用権を設定する者、場所、利用権の設定を受ける者、10a借賃、備考の順に読み上げます。8331番●●、計田15筆9,909㎡、●●、●●円再設定、10年です。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。整理番号8331番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

勝見和彦委員の復席を求めます。

(勝見和彦委員着席)

次に、決定いただきました整理番号8331番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

23ページをご覧ください。所有権移転各筆明細で8327番、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、計田2筆5,874㎡、●●、10a対価●●万円の担い手支援による離農です。24ページです。8328番●●、計田4筆15,519㎡、●●、●●円、再設定5年。8329番●●、

計田8筆19, 883㎡、●●、●●円、再設定5年。8330番●●、計田5筆8, 434㎡、畑1筆323㎡、●●、借賃についての場が●●円、谷地の田が●●円、畑1筆が●●円、再設定の1年です。8332番●●、計田3筆8, 013㎡、●●、●●円、再設定10年、8333番●●、計田6筆4, 154㎡、●●、●●円、再設定10年。8334番●●、田2, 265㎡、●●、●●円、再設定10年。8335番●●、計田13筆29, 249㎡、●●、●●円、再設定5年。8336番●●、計田9筆17, 597㎡、●●、小増沢2筆が●●円、残りが●●円、再設定3年です。8337番●●、計田24筆22, 111㎡、●●、10a借賃については飯坂のみ●●円、それ以外が●●円、再設定5年です。8338番●●、田2, 023㎡のうち1, 700㎡、●●、●●円、再設定3年です。8339番●●、田4, 000㎡、●●、●●円、再設定10年。8340番●●、計田3筆9, 789㎡、●●、10a借賃田中前が●●円、角之橋1筆が●●円、再設定5年です。8341番●●、田1, 918㎡、●●、●●円、再設定5年。8342番●●、田9, 221㎡のうち5, 890㎡、●●、●●円、再設定5年。8343番●●、計田3筆6, 369㎡、●●、●●円、再設定10年。8344番●●、田2, 831㎡、●●、●●円、貸し直し5年間です。8345番●●、計田6筆9, 454㎡、●●、●●円、貸し直し10年間です。以上の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8331番を除いた各案件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。これもちまして、第14回川西町農業委員会総会を閉会いたします。